

議第2号

藤沢都市計画公園の変更（藤沢市決定）

3・3・8号宮ノ下公園

藤沢都市計画公園の変更（藤沢市決定）

都市計画公園中 3・3・8 号宮ノ下公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・8	宮ノ下公園	藤沢市柄沢字 谷戸、小台	約 1.5ha	
立体的な範囲		藤沢市柄沢字谷戸、小台地内において、立体的範囲を定め、あわせて離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める。（面積約 0.7ha の区域を対象）			

「区域及び立体的な範囲（離隔距離の最小限度、載荷重の最大限度）は計画図表示のとおり」

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	近隣公園	3・3・8	宮ノ下公園	藤沢市柄沢字 谷戸、小台	約 1.5ha	
	立体的な範囲		藤沢市柄沢字谷戸、小台地内において、立体的範囲を定め、あわせて離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める。（面積約 0.7ha の区域を対象）			
旧	近隣公園	3・3・8	宮ノ下公園	藤沢市柄沢字 谷戸、小台	約 1.5ha	植栽、広場 ブランコ、 滑台、砂 場、ベンチ

理 由 書

3・3・8号 宮ノ下公園

宮ノ下公園は、本市村岡地区に位置する近隣公園の一つであり、昭和32年に計画決定し、その後、昭和45年に名称番号の変更、昭和61年に柄沢特定土地区画整理事業にともなう位置、面積の変更を行い、現在に至っております。

「藤沢市都市マスタープラン（村岡地区構想）」においては、まちづくりの基本方針として、治水対策の促進及び市街地の安全・安心を高める公園整備を推進するものとしており、「藤沢市緑の基本計画」では、身近な公園への未到達区域の解消をめざすなか、立体都市公園制度の活用を検討し、公園整備を推進する方針を位置づけております。

これら上位計画に基づき、公園整備による近隣住民の生活環境及び安全・安心対策の向上並びに、雨水調整池の整備による雨水災害に強いまちづくりを推進するうえで、適正かつ合理的な土地利用を図るため、本公園区域内に立体的な範囲を定め、あわせて、離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度を定める変更を行うものです。

都市計画を定める土地の区域

追加する部分	なし
削除する部分	なし
変更する部分	藤沢市柄沢字谷戸、小台

経 緯 書

都市計画決定（変更）の経緯

昭和 32 年 12 月 13 日 都市計画決定（建告示第 1629 号）

種別：小公園 番号：95

位置：藤沢市柄沢字谷戸観音脇 面積：0.77ha

昭和 45 年 11 月 6 日 都市計画変更（市告示第 71 号）

種別：近隣公園 番号：3・2・7

位置：藤沢市柄沢字谷戸観音脇 面積：約 0.8ha

変更内容：建設省都市局長通達「都市計画法の施行について（昭和 44 年 9 月 10 日）」に基づく名称番号の変更

昭和 61 年 12 月 12 日 都市計画変更（県告示第 983 号）

種別：近隣公園 番号：3・3・8

位置：藤沢市柄沢字谷戸、小台 面積：約 1.5ha

変更内容：柄沢特定土地区画整理事業（昭和 62 年 3 月 31 日・認可）により、区域内の公園を再配置したことに伴う位置、面積の変更

今回の都市計画変更の経緯

平成 25 年 5 月 21 日 第 142 回藤沢市都市計画審議会 報告

場所：藤沢市保健所・南保健センター

平成 25 年 9 月 4 日 都市計画説明会

場所：村岡公民館 参加者：10 名

平成 25 年 9 月 18 日から 10 月 3 日 神奈川県協議

平成 25 年 10 月 24 日から 11 月 7 日 都市計画案の縦覧

場所：市役所新館 5 階都市計画課